

＜ キャリアアップ助成金（障害者正社員コース） ＞

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等（勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員を含む）へ転換した事業主に対して助成

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、次の①または②のいずれかに該当する措置を継続的に講じた場合に下記の額を助成します。

- ① 有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含みます）または無期雇用労働者に転換すること
- ② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期間における支給額
重度身体障害者 重度知的障害者 精神障害者	有期→正規	中小企業 120万円 大企業 90万円	1年	60万円×2期 (45万円×2期)
	有期→無期	中小企業 60万円 大企業 45万円		30万円×2期 (22.5万円×2期)
	無期→正規	中小企業 60万円 大企業 45万円		30万円×2期 (22.5万円×2期)
重度以外の身体障害者 重度以外の知的障害者 発達障害者 難病患者 高次脳機能障害と診断された者	有期→正規	中小企業 90万円 大企業 67.5万円		45万円×2期 (33.5万円×2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期→無期	中小企業 45万円 大企業 33万円		22.5万円×2期 (16.5万円×2期)
	無期→正規	中小企業 45万円 大企業 33万円		22.5万円×2期 (16.5万円×2期)

支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。

ただし、この支給額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超えた場合には、当該賃金の総額を上限額とします。

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提出先
令和6年4月版	正社員化した時点の申請様式を使用	チェックリスト一覧	ハローワーク山形管轄の事業所【山形労働局助成金センター】 ハローワーク山形管轄以外の事業所【各ハローワーク】